

農業経営改善計画等の審査について

1 「農業経営改善計画」の審査について

平成 31 年 4 月、令和元年 7 月、11 月、令和 2 年 1 月に開催した仙台市農政推進協議会地域農政専門部会において、農業経営改善計画を審査し、適当であると判断した。

- (1) 審査件数 65 件（個人：45 件、法人：20 件）
 うち新規認定 16 件（個人：7 件、法人：9 件）
 変更認定 2 件（個人：2 件、法人：0 件）
 更新認定 47 件（個人：36 件、法人：11 件）

(2) 審査の内訳

開催日		審査件数（件）				備考
		新規	変更	更新	計	
H31 第 1 回	H31.04.15	7	0	23	30	・新規は、個人 5 件、法人 2 件の申請
R 1 第 2 回	R01.07.31	5	1	3	9	・新規は法人 5 件の申請。 ・変更は個人の継承申請。
R 1 第 3 回	R01.11.26	2	1	8	11	・新規は、個人 1 件、法人 1 件の申請 ・変更は、個人の継承申請
R 1 第 4 回	R02.01.15	2	0	13	15	・新規は、個人 1 件、法人 1 件の申請
合 計		16	2	47	65	※区毎の内訳 青葉区 2 宮城野区 9 若林区 26 太白区 19 泉区 9

○農業経営改善計画とは？

農業者が基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画。農業経営の現状、5 年後に実現を目指す農業経営の目標、目標を達成するためにとるべき措置などを記載する。市長によりこの計画が認定された農業者等を「認定農業者」という。認定農業者は、低利な資金の融資や収入影響緩和対策（ナラシ対策）等の支援を受けることができる。

【参考】

認定農業者数の推移（年度末）

H22 年度 233、H23 年度 232、H24 年度 243、H25 年度 246、H26 年度 268、H27 年度 286、
H28 年度 260、H29 年度 259、H30 年度 250

R 1 年度：248 経営体（令和 2 年 2 月末現在）

※区毎の内訳 青葉区 12 宮城野区 37 若林区 125 太白区 42 泉 30 市外 2

※平成 37 年度目標 305（達成率：81%）

2 「青年等就農計画」の審査について

令和元年11月に開催した仙台市農政推進協議会地域農政専門部会において、青年等就農計画を審査し、適当であると判断した。

- (1) 審査件数 2件（個人：2件、法人：0件）
 うち新規申請 1件（個人：1件、法人：0件）
 変更認定 1件（個人：1件、法人：0件）

(2) 審査の内訳

開催日		審査件数（件）				備考
		新規	変更	更新	計	
R1 第3回	R01.11.26	1	1	0	2	・露地野菜の個別経営体が新規申請 ・露地野菜の個別経営体が変更申請
合計		1	1	0	2	※区毎の内訳 青葉区1 宮城野区0 若林区1 太白区0 泉区0

○青年等就農計画とは？

農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者になるために市に提出する計画。就農5年後に実現を目指す農業経営の目標、目標を達成するためにとるべき措置などを記載する。市長によりこの計画が認定された者を「認定新規就農者」という。認定新規就農者は、国の農業次世代人材投資資金や無利子の融資等の支援を受けることができる。

農業経営基盤強化促進法の改正及び市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に伴い、平成26年9月30日から本市における認定を開始した。

【参考】

認定新規就農者合計 6経営体（令和2年2月末現在）